

第19回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年1月30日(木) 午後2時30分から午後5時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理 3番 西元 道啓
委員 1番 中村 広 2番 気田 仁奈
5番 西田 和幸 6番 伊藤 忠幸
8番 坂野 幸夫 9番 吉田 靖志
10番 杉本 峯一 12番 坂井 明治
13番 近藤 一祝 14番 黒川 利光
15番 宮武 正人 16番 安田 伸二
- 4 欠席委員 11番 石井 妙司
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 農地法第18条第6項の規定による通知について
第5 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第7 地域計画に係る目標地区について
第8 令和7年農作業雇用標準賃金の改定について
第9 町外農家への遊休農地の紹介について
第10 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第11 第4回農地専門委員会について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

7 会議の概要

議長
(中井会長)

ただいまの出席委員は、14名であります。
定足数に達しておりますので、これから第19回 蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が 石井委員 からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

それでは、9番 吉田委員 と 10番 杉本委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。
第18回の総会以降の諸般について、報告します。

12/20 北海道農業会議常設審議委員会 札幌市
1/6 新年交礼会 蘭越町役場
1/21 蘭越町農業再生協議会臨時総会 蘭越町役場

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通

知についてを議題とします。

番号1番から番号10番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。
令和7年1月30日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和4年11月30日から令和7年11月24日までで農地法によるものです。通知年月日は令和7年1月17日、解約成立年月日等は令和7年1月30日です。解約理由は貸主が経営を再開するためです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成24年2月28日から平成29年3月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和7年1月10日、解約成立年月日等は令和7年1月30日です。解約理由は譲渡するためです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和6年3月29日から令和16年3月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年12月23日、解約成立年月日等は令和7年1月30日です。解約理由は譲渡するためです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和6年3月29日から令和16年3月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年12月20日、解約成立年月日等は令和7年1月30日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号5番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成15年12月25日から平成20年11月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令

和7年1月8日、解約成立年月日等は令和7年1月30日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号6番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成21年6月1日から令和1年11月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和7年1月10日、解約成立年月日等は令和7年1月30日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号7番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間は平成21年6月1日から令和1年11月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和7年1月16日、解約成立年月日等は令和7年1月30日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号8番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間は令和4年4月8日から令和7年4月7日までで強化法によるものです。通知年月日は令和7年1月22日、解約成立年月日等は令和7年1月30日です。解約理由は、契約相手を変更するためです。

番号9番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和3年11月29日から令和13年11月24日までで農地法によるものです。通知年月日は令和7年1月22日、解約成立年月日等は令和7年1月30日です。解約理由は、契約内容を変更するためです。

番号10番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成8年3月29日から平成13年4月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和7年1月20日、解約成立年月日等は令和7年1月30日です。解約理由は譲渡するためです。

ご審議お願いします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

13番
(近藤委員)

番号1番、内容に関しましては事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇のちょうど真ん中位の〇〇の真向い位の圃場になります。

よろしく願いいたします。

5番
(西田委員)

番号2番、内容に関しましては事務局の説明のとおりです。場所につきましては、〇〇を〇〇の方へ降りていきまして、〇〇の所を左手に曲がりまして右手に一団、また、〇〇に戻りまして、〇〇から〇〇方面に向かって、〇〇m位行った右手に9筆ございます。

よろしく願いいたします。

6番
(伊藤委員)

番号3番から番号9番、内容に関しましては事務局の説明のとおりでございます。

番号3番、場所ですけれども、〇〇から、〇〇mほど〇〇へ戻ってきた所に〇〇の方に8筆、そこからさらに〇〇m位〇〇に向かって〇〇側へずーっと入っていった一番最後の所にもう1筆あります。

番号4番、譲渡するための解約になります。場所ですけれども、先ほどの3番の最初に説明した圃場の隣になります。

番号5番、譲渡するための解約になります。場所ですけれども、〇〇で〇〇へ〇〇Kmほど戻ってきたところに、道路を挟んで左右にある圃場となっております。

番号6番、譲渡するための解約になります。場所ですけれども、先ほど5番の圃場の周りの圃場となっております。

番号7番、譲渡するための解約になります。場所ですけれども、5番6番の圃場の周りの農地です。

番号8番、契約相手を変更するため解約になります。場所ですけれども、〇〇を〇〇方面に越えたところに、2筆、それから〇〇方面の〇〇沿いに〇〇mほど行った所にある一団となっております。

番号9番、契約相手を変更するため解約になります。場所です

けれども、8番の一番〇〇側の圃場の隣になっております。よろしくお願ひいたします。

16番
(安田委員)

番号10番、内容は事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇を通り過ぎまして、〇〇m位〇〇の方に向かったところに、〇〇があり、そのまわりになります。また、3号議案で出てきますので、よろしくお願ひいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案の番号1番から10番については、原案のとおり受理することとします。

番号11番について上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員退席)
再開します。

事務局から説明願ひます。

事務局
(小柳係長)

番号11番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和5年5月10日から令和10年5月9日までで強化法によるものです。通知年月日は令和7年1月9日、解約成立年月日等は令和7年1月30日です。解約理由は譲渡するためです。

ご審議お願ひします。

議 長
(中井会長)

15 番
(宮武委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号11番、解約理由は譲渡するためで、内容につきましては事務局説明のとおりでございます。場所につきましては、〇〇を通りまして、〇〇から〇〇m進みまして右に曲がって〇〇m進みまして、〇〇さんの家の周りとなっております。どうぞよろしくお願いたします。

議 長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

本案の番号11番については、原案のとおり受理することとします。
暫時休憩とします。(〇〇委員着席)
再開します。

日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号1番から番号3番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和7年1月30日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田

で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は農地を借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格はで田で共済水張面積価格で〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日、期間は許可の日から令和12年1月31日までの5年間です。

調査書は別紙のとおりです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は使用貸借、賃借理由は引き続き経営を移譲した後継者に農地を貸付するものです。価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は許可の日から令和17年1月31日までの10年間です。

調査書は別紙のとおりです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は引き続き、契約内容を変更して農地を借り受けするものです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格はで田で共済水張面積価格で〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日、期間は許可の日から令和17年1月31日までの10年間です。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

14番
(黒川委員)

番号1番、内容に関しましては事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇の裏手になります。よろしく願いいたします。

15番
(宮武委員)

番号2番、内容に関しましては事務局の説明のとおりでございます。場所に関しまして、〇〇の上の3箇所、〇〇の向かい側に2箇所、2ページ目を開いてもらいまして、〇〇から右に曲がり〇〇m進んだ所から山の上に〇〇km上がって行った先の右側に圃場がありますので、よろしく願いいたします。

6番
(伊藤委員)

番号3番、内容に関しましては事務局の説明のとおりでございます。場所ですけれども、議案第1号8番と9番で解約された圃場のうち〇〇側の3筆となっております。よろしく願いいたします。

議 長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長
(中井会長)

本案については原案のとおり決定し、許可を与えるものとし
ます。

日程第6、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規
定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1番から番号15番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農
用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第1
8条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地
利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和7年1月30日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設
定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成
立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で共済水張面積
価格〇〇円で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年2月
末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年3月1日です。
譲渡理由は、譲受人の経営規模拡大のためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等
をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成
立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で共済水張面積
価格〇〇円で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年2月
末日、

所有権移転の時期等は、いずれも令和7年3月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で総額で〇〇円です。契約期間は、令和7年2月6日から令和17年2月5日までの10年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で〇〇円です。契約期間は、令和7年2月6日から令和17年2月5日までの10年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

調査書は別紙のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で〇〇円で総額〇〇円です。圃場条件が悪く、売り手都合の売買のため、この価格となっております。対価の支払期限は令和7年2月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年3月1日です。譲渡理由は、近隣の農業者へ農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年4月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年4月

1日です。譲渡理由は、貸し付けていた土地を譲渡するためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年4月1日です。譲渡理由は、譲受人の経営規模を拡大するためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で〇〇円で総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年4月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた土地を譲渡するためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号10番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で〇〇円で総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年4月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた土地を譲渡するためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号11番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で〇〇円で総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年4月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた土地を譲渡するためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号12番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円及び〇〇円で総額〇〇円です。対価の支払期限は

令和7年2月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年3月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた土地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号13番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年2月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年3月1日です。譲渡理由は、譲受人の経営規模拡大のためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号14番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡、農業用道路で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年2月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年3月1日です。譲渡理由は、譲受人の経営規模拡大のためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号15番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年2月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年3月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)
14番
(黒川委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号1番、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所は、先ほどの〇〇から〇〇に向かって〇〇m位進むと〇〇さんの住宅があり、そこから左に入ります。奥にずっと行きますと〇〇さんの家があります。その裏手の田んぼと少し先に

いった〇〇側の田んぼとなります。よろしく願いいたします。

5番
(西田委員)

番号2番、1号議案の2番で説明した場所となります。内容につきましては事務局の説明のとおりであります。場所についても、先ほど同じ場所になるので、よろしく願いいたします。

15番
(宮武委員)

番号3番、内容につきましては事務局の説明のとおりです。契約を更新して農地の貸し付けを継続するものとなっております。場所につきましては、〇〇から行きまして〇〇を右に見まして、通り過ぎ〇〇を渡り〇〇km進んだ所の〇〇さん宅の手前の交差点付近の2筆となっております。よろしく願いいたします。

番号4番、内容につきましても事務局の説明のとおり契約を更新して農地を貸し付けを継続するとなっております、場所は、議案第3号3番と同じ場所となっております。

番号5番、内容につきましても事務局の説明のとおり売買となっております。こちらの圃場は水の弁がものすごく悪いため、この価格となっております。場所につきましては、〇〇から行きまして〇〇を右に見まして、通り過ぎ橋を渡り〇〇m位進み〇〇さんの家を左に曲がった先の圃場となっております。よろしく願いいたします。

6番
(伊藤委員)

番号6番から11番、内容は事務局説明のとおりです。場所ですけれども、第1号3番議案で出てきた、場所となっております。

番号7番、場所ですけれども、これも第1号4番議案で出てきた、場所となっております。

番号8番、場所ですけれども、番号7番の圃場の所から〇〇mほど〇〇側にきた圃場となっております。

番号9番、場所ですけれども、第1号5番議案で出てきた圃場です。

番号10番、場所ですけれども、第1号6番議案で出てきた圃場です。

番号11番、場所ですけれども、第1号7番議案でほとんど出てきた圃場で、一番〇〇側の圃場を抜いたものとなっております。よろしくお願ひいたします。

1番
(中村委員)

番号12番、内容につきましては事務局の説明とおりに貸し付けていた農地を譲渡する内容でございます。場所ですが、〇〇から〇〇に向かひまして、〇〇を〇〇mほど進みますと、〇〇さんの住宅がござひまして、〇〇mほど進みますと、〇〇がござひます。〇〇より右に〇〇mほど向かひた圃場です。よろしくお願ひいたします。

3番
(西元委員)

番号13番、内容に関しましては事務局の説明のとおりでございます。場所は〇〇の〇〇挟んで真向ひの一団地となります。

番号14番、〇〇さんと〇〇さんの件でございますが、内容に関しましては事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇の所から向かひの〇〇の方に上がって行く道路があるのですけれども、その道路を登って行くと〇〇にぶち当たります。その手前の両サイドにある圃場でございます。よろしくお願ひいたします。

16番
(安田委員)

番号15番、内容につきましては事務局の説明とおりにです。場所ですが、1号議案10番で解約された、〇〇の住宅があつた農地です。よろしくお願ひいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案の番号1番から番号15番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

番号16番について、上程します。
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、
〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員退席)
再開します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号16番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。該当箇所は元々水路であった部分を整備して隣接した段差のある圃場をつなげた傾斜のついた場所となっているため現況田として扱いますが、10aあたり〇〇円となっております。対価の支払期限は令和7年2月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年3月1日です。譲渡理由は、過去に売り残した土地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)
8番
(坂野委員)

担当委員から補足説明を願います。

番号16番、内容につきましては事務局の説明とおりです。場所は、〇〇から〇〇に向かって〇〇さん宅の〇〇挟んで右側に入る奥だった圃場となります。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案の番号16番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

暫時休憩といたします。(〇〇委員着席)
再開します。

番号17番から番号18番について、上程します。
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、
〇〇員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員退席)
再開します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号17番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年2月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年3月1日です。譲渡理由は、過去に売り残した土地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号18番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、農用道路で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年4月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議長
(中井会長)

担当委員から補足説明を願います。

15番
(宮武委員)

番号17番、番号18番について、内容につきましては事務局説明とおおりです。場所については〇〇から少し進んだ角の所とな

っております。

番号18番、内容につきましては事務局説明とおりに売買でございます。場所に対しましては、1号議案11番の圃場となっておりますのでよろしくお願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案の番号17番から番号18番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

暫時休憩といたします。(〇〇委員着席)
再開します。

日程第7、議案第4号 地域計画に係る目標地図についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第4号 地域計画に係る目標地図について、令和7年1月30日提出、蘭越町農業委員会会長名。

地域計画に係る目標地図について説明いたします。

まず、右上に議案第4号-2と書かれている本町の対応方針案と書かれた資料をご覧ください。これは昨年1月に町の農林水産課から当農業委員会総会前に説明があった際の資料です

目標地図は以前の総会で説明した通り、水土里情報システムにより作成しています。まずは説明を円滑に行うためにそのシステムに皆様にログインしていただきたいと思っております。議案第4号-3と書かれている目標地図作成アプリの閲覧方法を参考にログイン

ンしてください。

それでは議案第4号-1と右上に記載されている資料をご覧ください。

一枚目は町内全体となっております。

また、地区の区分けについては人・農地プランのものを引き継いでおりますが、システム抽出が集落名ベースではなく字名ベースのため、冷水地区はE地区からD地区に、昆布西地区の一部がA地区からB地区に移動しております。なお、この変更については農政係と協議済みです。

2枚目から5枚目は地区の中で大谷・淀川・水上地区を参考例として紙媒体で載せております。拡大すると色だけではなく、各筆の耕作者が表示されるようになっております。

この情報については基本的には農地台帳システムからの転記となっております

基本的にはこの形で公告いたしますが、後ろから2枚目に公告用の図面ものせております。この際には耕作者名が消えて、色だけになります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
このとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案については、この内容にて決定し町へ提出することとします。

日程第8、協議第1号 令和7年農作業雇用標準賃金の改定についてを協議いたします。

事務局から説明願います。

事務局
(高田局長)

協議第1号令和7年農作業雇用標準賃金の改定について、令和7年1月30日提出、蘭越町農業委員長名

農作業雇用標準賃金につきましては、毎年見直しを行っております。

昨年の標準賃金と山麓町村の設定状況につきまして、お手元に配布させていただいております。

この表にもありますとおり、昨年につきましては、手作業の日額を7,600円から7,840円に改定しております、これは1日8時間換算で計算すると時給980円となります。

なお、令和6年10月1日より、北海道の最低賃金が時給1,010円に引き上げられておりますので、令和7年の標準賃金につきましては、日額8,080円以上に設定する必要があります。

今年の見直しに当たっては、例年同様「振興・農政専門委員会」に付託し、協議した内容について総会でご検討いただきたいと事務局では考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、次回の振興・農政専門委員会の開催につきましては、次回の農業委員会総会前に開催したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。

全委員

質疑なし

議長
(中井会長)

事務局の説明のとおり「振興・農政専門委員会」に付託し、検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

日程第9、協議第2町外農家への遊休農地の紹介についてを協議いたします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

協議第2号、町外農家への遊休農地の紹介について説明いたします。

まず経過からお話しします。

令和7年1月中旬に〇〇の農家である〇〇さんより、蘭越町で

長ネギ栽培を行いたいので、町内の遊休農地を紹介してほしい旨の電話がありました。

電話での聞き取りの内容としては

- ①必要面積の理想は5ha以上だが、そのような大規模な面積の遊休農地が中々無いことも重々承知のため、1ha以上の農地の情報があれば提供してほしい
- ②荒廃が進んでいる農地であっても、自身で営農できる農地として整備することも視野に入れている
- ③賃貸借と売買のどちらも検討している。
- ④長ネギが難しければ、米や各種野菜も検討する。
- ⑤時期に関しては未定だが、条件を整えば今年からでも作りたい
- ⑥法人として権利移動を進めたい。

上記聞き取り内容を踏まえて、農地専門委員会に諮ったところ、添付した資料である〇〇さんのHPの掲載内容について、農地所有適格法人として自治体の許可を得ているか確認したほうがよいとの指摘が入り、〇〇農業委員会に確認したところ、許可は得ていないとの回答がありましたので、農地の紹介については保留とし、農地所有適格法人として許可されてから改めて、農地の紹介について上程したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議 長
(中井会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

本件につきましては、保留とすることとします。

日程第10、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局
(小柳係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和7年1月30日提出、蘭越町農業委員長名。

令和6年12月23日付けで、〇〇さんから妻である 〇〇さんへ〇〇番について、相続により所有権移転得した旨の届出があったので、報告いたします。

よろしくお願いたします。

議 長
(中井会長)

ただ今、事務局から報告がありました。ご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

日程第11、報告第2号 第4回農地専門委員会について、農地専門委員会 吉田委員長から報告願います。

9番
(吉田委員)

本日1時から2階の会議室で農地専門委員会を開催し、協議しました。その内容なのですが、さきほどの上程案件であります地域計画に係る目標地図及び町外農家への遊休農地の紹介についてを協議しました。

もう一つ協議したのですが、利用状況調査に基づく一括地目変更登記の関係ですね。同意書の提出状況等もう一度見直ししまして、全ての対象土地の所有者の同意を受けたという事で、来月総会にて上程予定となっております。

補足がありましたら、他の委員さんお願いいたします。以上です。

議 長
(中井会長)

ただ今、吉田委員長から報告がありました。ご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

続きまして、

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(高田局長)

次回総会は2月27日(木)を予定しております。

時間につきましては、午後2時半より農作業標準賃金改定のための振興・農政専門委員会を開催しますので、総会につきましては午後3時半からを予定しております。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいております。

次に、来年度予算についてですが、1月23日に町長予算査定

を受けまして、海外視察研修についても認められておりますので、3月の議会に上程し、承認されれば確定となります。

参考までに予算資料を配付しております。視察の詳細については、予算確定後に詰めていきたいと思っております。

また、海外視察研修に伴い、各自パスポートの取得が必要となりますが、今年の3月24日申請分より、偽造・変造対策を強化した新しい様式のものに切り替わり、作成に時間を要するため申請から交付までの期間が1週間延びることになり、振興局経由だと約3週間かかるようになるそうです。

パスポートを取得されていない方、期限が切れている方におかれましては、期間に余裕を持って取得、更新していただけたらと思っております。

詳しい内容につきましては、別紙資料を配布しておりますので、後で参考にさせていただけたらと思っております。

以上で私からの報告を終わります。

事務局
(小柳係長)

はじめに後志地方連発出の令和8年度農業政策と予算に関する要望の取りまとめという通知文書をご覧ください。今年の5月29日に北海道農業会議では北海道選出国會議員に対し、令和8年度の農業政策と予算等に関する要望活動を実施する予定であり、これに併せて、4区選出国會議員には後志地方連として独自の要求書を提出する予定のため、後ろにつけてあります参考資料をご覧くださいの上、要望・意見がございましたら、2月19日までに事務局まで別紙様式にて報告願います。

最後に北海道農業共済組合からの、農業保険制度説明会の開催依頼について、1枚ものの通知文書をご覧ください。共済組合から農業委員向けの制度の説明をしたい旨の依頼が来ております。昨年12月の倶知安で行った地方連の研修でも共済組合から制度の説明がありましたが、この説明会はその内容と被らない内容での説明と伺っております。もし開催するとすれば総会開始前に10分～20分ほど時間をとり、共済組合職員に来ていただき説明してもらいたいようなイメージです。時期も直近ではなく、年度を跨いでもよいとのことでした。ただ、強制ではなく各自治体の農業委員会に開催の有無は任せるとのことでした。

以上です

議長
(中井会長)

閉会宣言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第19回 蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時30分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩